

令和6年度思い出記念旅行補助事業実施要領

1. 事業内容

- (1) 会員期間が25年以上の会員が、旅行する場合の経費の一部を補助する。ただし、補助は在職期間中、1回限りとする。補助限度額は60,000円とする。
- (2) 補助金は、互助会が指定する店舗（香川県教職員福利厚生サポートページ及び香川県電子メール・電子掲示板システムの掲示板「福利厚生(香川県教職員互助会)」をご覧ください。）で旅行を手配する場合に交付する。

2. 申請方法

補助金の申請は、「思い出記念旅行補助金交付申請書」（別紙）により、旅行出発予定日の1ヵ月前までに、理事長あて提出する。

ただし、令和6年度において会員資格を喪失した場合の申請期限は、会員資格喪失後2ヵ月までとする。

3. 交付時期等

- (1) 毎月末日締切りで、翌月中旬に申請者に「思い出記念旅行補助金認定通知書」を送付する。至急の場合は、随時交付することも可能であるので申し出る。
- (2) 「認定通知書」の交付を受けた後、やむを得ない理由で有効期限までに使用することができなかった場合、「思い出記念旅行補助金認定通知書返納届書」（別紙）に「認定通知書」を添付のうえ、有効期限内に提出する。再交付を受ける場合は、上記2により申請をする。ただし、再交付は1回限りとする。

4. その他

- (1) 在籍する所属所と勤務する所属所が異なる会員については、勤務する所属所から申請する。
- (2) 所属所毎の会員期間の一覧表は5月頃送付するが、4～7月に旅行を計画している会員で、会員期間等が不明な場合は、互助会に照会する。
- (3) 会員期間には、(財)香川県職員互助会の会員期間等についても通算するので、不明な場合は互助会に照会する。